

（仮称）滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例案要綱に対して提出された意見とこれに対する考え方について

1 意見募集の結果

令和 4 年 1 月 24 日（月）から同年 2 月 23 日（水）までの間、（仮称）滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例案要綱についての意見を募集した結果、3 者・団体から 19 件の意見が提出されました。

なお、これら条例案要綱案については、市町に対しても、意見照会を行いました。

2 提出された意見（19 件）

	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)
1	全体	—	デジタル教材の使用は良いと思うが、ネット環境を整備する経済的余裕がない。家庭のネット環境の有無で子どもの学力に差がつかないように、デジタル教材を強制していくならば、ネット環境導入にかかる費用は県や市が負担していただきたい。	原案のとおり	学校教育の情報化の推進に当たっては、第 3 の基本理念の(3)で「全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること」と規定しており、ご意見については、今後検討されるよう、県の執行部に対して要請します。
2	全体	—	目的「教育の質の向上」と手段「ICTの活用」が混同しているのではないかと。条例案では、「ICTの活用」ばかりが記載されており、「どのようにして教育の質を向上するか」が記載されていない。	原案のとおり	学校教育の情報化の推進に当たっては、ICT（情報通信技術）を利用すること自体が目的化しないことが重要と考えます。そのため、第 1 の目的では、「次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資すること」と定めているところです。また、第 3 の基本理念の(1)では、「対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくり等が適切に行われることや、情報通信技術を日常的に活用した様々な取組を行うことを手段として、情報活用能力および確かな学力の育成が効果的に図られること」といった規定を設けているところです。

	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)
3	全体	—	「拠り所となる条例を制定することが必要である」とあるが、学校教育における教育の質の向上に関する拠り所は、学習指導要領をはじめとした文部科学省・県教育委員会・市町教育委員会からの通知もしくは中央教育審議会の答申であり、既に整備されているものとする。	原案のとおり	この条例は、中央教育審議会の答申で示されている「令和の日本型学校教育」の構築等を目指したICT活用のための環境を整備するため、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが加速するように制定しようとするものです。
4	第3	基本理念について	主語が明確でないので、基本理念に沿った行動の実施主体が誰か分からない。基本理念(6)(7)については、特に保護者が第一義的責任を有するものであると思う。	原案のとおり	第3の基本理念は、条例の制定目的を達成するための「基本的な考え方」として、条例制定後にどのような考え方で、教育の情報化の推進に関する施策を推進していくのかということ条例上示すものです。 主体としては、第4や第5の県および学校の設置者の責務や役割、第7以下の基本施策を定めており、これらの規定に基づき、県または学校設置者が基本理念を踏まえて学校教育の情報化を推進することとなります。
5	第4	県の責務について	ここで言う「県」において、主たる担当部局はどこか。	原案のとおり	公立学校については主に教育委員会が、私立学校については主に総務部が所管しています。
6	第5	学校の設置者の役割	県の条例であるが、この場合の学校の設置者は、県内市町(教育委員会)を含むものか。	原案のとおり	学校の設置者としての県内市町を含みます。

	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)
7	第8	情報モラル教育の充実等について	いじめ防止対策推進法第9条で、保護者はその保護する児童等がいじめを行うことがないように必要な指導を行う努力義務が課せられている。インターネットを通じて行われるいじめに関しては、学校では事実確認が困難な事例が多く、その解消はもちろん、未然防止に関しても保護者の協力が欠かせないと考えることから、その主体を保護者とする条文を設けるべきではないか。	原案のとおり	この規定は、他県で児童に配布された情報通信機器がいじめに用いられる事案が現に発生したことを踏まえ、県が学校教育における情報化を推進する中でいじめ等の事案が起こらないよう特に配慮して施策を推進する必要があることから定めるものであるため、原案のとおりといたします。 なお、インターネットを通じて行われるものを含め、いじめ防止については、関係法令等に基づき引き続き取り組まれるものと考えております。
8	第8	情報モラル教育の充実等について	未然防止のためにはフィルタリングやファミリーリンク・スクリーンタイム等、キャリア会社が保護者に対し依頼しているサービスを徹底することが効果的であると考え。県内の事業所に対し、児童生徒がICT機器を契約する際にはフィルタリングサービスを義務付ける旨の条文を設けると同時に、保護者に対しても、フィルタリングサービスに加入する努力義務を示してはどうか。	原案のとおり	この規定は、条例の目的を踏まえ、学校教育の情報化の推進に当たって、情報モラル教育の充実等のための施策の実施を定めるものであり、ご意見にあるような児童生徒のインターネットの安全な利用全般については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関する法律等の関係法令に基づき必要な措置が講じられるものと考えられますことから、原案のとおりといたします。
9	第8	情報モラル教育の充実等について	教育とは、学校教育、家庭教育、社会教育の3つから構成されるものであり、それぞれが相反する考えでいた状況では、子どもたちの健やかな育ちは期待できない。Society5.0においては、「情報モラル」に関して正に社会一丸となって養われるべき能力であろうと考える。条例制定に当たっては、学校教育のみならず、家庭教育、社会教育における取り組み事項を設ける必要があると考える。	原案のとおり	学校教育の情報化の施策の推進に当たっては、家庭やその他の関係者と連携して取り組むことが必要と考えますが、本条例は、学校教育において、情報モラル教育の充実等を含む情報化の推進を図るため学校教育の情報化の推進に関する法律の趣旨にのっとり施策を定めようとするものであり、原案のとおりといたします。

	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)
10	第9	障害のある児童生徒の教育環境の整備	ユニバーサルな社会とは、「障害のあるなしにかかわらず」誰もが住みやすい社会であるものと理解するが、そもそも「障害のある児童生徒」に対し情報通信技術の活用を求めることについても疑問を感じる。	原案のとおり	この規定は、「障害のある児童生徒」に対し情報通信技術の活用を求めているのではなく、情報通信技術を手段の一つとして活用することで、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境を整備し、特別支援教育を進展させることを目的とするものです。
11	第9	障害のある児童生徒の教育環境の整備	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にて位置づけられる合理的配慮でもって、この項目はカバーできるのではないか。	原案のとおり	この規定は、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができるよう、特別支援教育を進展させるための手段の一つとして、教育の情報化に必要な環境の整備を行うことを定めるものであり、同法の障害のある児童生徒の申し出を待つて対応する合理的配慮とは趣旨が異なりますので、原案のとおりといたします。
12	第9	障害のある児童生徒の教育環境の整備	最も重要なのは、「障害のあるないにかかわらず全ての児童生徒が協同的に学びあう教室の実現」であり、情報通信技術はそのための手立ての一つにしか過ぎないのではないか。本条文は、「情報通信技術を活用する」ことが、そのための絶対的な手段であるようにも見られる。	原案のとおり	この規定は、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境を整備し、特別支援教育を進展させる手段の一つとして、情報通信技術を活用することを規定しようとするものであり、絶対的な手段として規定しようとするものではありません。

	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)
13	第10	特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等	この項目を第9と分けていることに、県のユニバーサル社会の構築に対する姿勢に疑問を感じる。	原案のとおり	第9と第10を分けて規定する趣旨は、第9では障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備に関する施策について定めるものであり、一方、第10では障害のある児童生徒を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導やきめ細かな支援が実施されるための施策について定めるものであることから、規定を分けているものです。
14	第13	学習の継続的な支援等のための体制の整備	個人情報保護の観点において、学習履歴は個人情報になるのではないかと。活用に当たっての保護者同意等は必要ではないかと。	原案のとおり	個人情報にあたる情報については、個人情報保護法、県や市町の条例等の関係法令に基づき適正に取り扱う必要があります。この条例においても、個人情報の取扱について第3の基本理念の(5)で定めるとともに、第14で個人情報の保護等のための施策を講ずることとしています。
15	第17	県民の理解と関心の増進	児童生徒が学校で学ぶ内容は、認知能力と非認知能力とがあると考えられている。ICT機器の活用によって、認知能力の育成に関しては、個別最適な学びが促進されることと期待されるが、非認知能力の育成に関してはどこまでの効果が見込めるのか。むしろ、非認知能力の育成に関しては懸念が見込まれるのではないかと。広報および啓発活動においては、その重要性とともに、留意すべき点についても啓発すべきであろう。	原案のとおり	ご懸念のようなことが生じないように、ご意見については参考とさせていただきます。

	条等	項目	提出された意見の概要	修正の要否	意見に対する考え方(案)
16	第 17	県民の理解と 関心の増進	いじめは、人と人との関わりの中で発生するものである。情報通信機器を活用した他者とのかかわりの重要性が誇張されると、一方で直接の関わり経験が少なくなることが懸念されるのではないか。そうすると、いじめはより発生しやすい関係性が構築されてしまうのではないかと懸念している。	原案のとおり	この規定は、本県の学校教育の情報化に係る様々な取組を県民に分かりやすく情報発信し、県民の学校教育の情報化に対する理解の促進と興味関心の喚起が重要と考えられることから、その旨を定めようとするものです。 ご意見の点については、第8でインターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに情報モラル教育の充実を図る施策を講ずることとしています。
17	第 19	財政上の措置	財政上の措置が努力義務なのはなぜか。第1から第18が義務付けられているなら、必要不可欠であると考えます。	原案のとおり	学校教育の情報化の推進に関する施策に係る予算については、毎年度の予算編成過程の中で具体化され、知事が議会に提案することとなります。 本県で定める予算を伴う他の条例の規定との整合も踏まえて、財政の健全を確保する観点から、努力規定としています。